

藤沢市個人情報保護制度運営審議会答申第734号

2015年(平成27年)5月14日

藤沢市長 鈴木 恒夫 様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 畠山 関之

学年の教育活動に関する事項及び生徒指導，生徒の進路指導，
児童生徒の健康等に関する事項並びに児童生徒の事故措置に係
るコンピュータ処理について(答申)

2015年(平成27年)4月27日付けで諮問(第734号)された
学年の教育活動に関する事項及び生徒指導，生徒の進路指導，児童生徒の
健康等に関する事項並びに児童生徒の事故措置に係るコンピュータ処理
について次のとおり答申します。

1 審議会の結論

藤沢市個人情報の保護に関する条例(平成15年藤沢市条例第7号。
以下「条例」という。)第18条の規定によるコンピュータ処理を行う
ことについては「3 審議会の判断理由」に述べるところにより適当で
あると認められる。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると，本事務の実施に当たりコンピュータ処
理を行う必要性は次のとおりである。

(1) 諮問に至る経過

教育委員会では，平成27年度に市立小学校全35校に校務用パソ
コン(成績処理，名簿作成などの事務を主に行うパソコンをいう。)を
増設することを検討するなかで，これまでUSBメモリや外付けハ
ードディスクを使って学校ごとに管理していた成績情報などの個人
情報について，より安全な取り扱い方法について検討した。

その結果，藤沢市個人情報の保護に関する条例第11条に規定され
る適正な管理を踏まえた上で，個人情報の保管先を学校からセキュリ
ティの確保された外部のデータセンターを利用することにしました。
現在中学校と特別支援学校が利用しているものと同じデータセンタ
ーに，新たに各小学校の保存領域を設定しての利用を予定しているこ
とから，条例第18条に規定されたコンピュータ処理に関することにつ
いて諮問するものである。

(2) コンピュータ処理について

ア 個人情報データ保存先の変更について

現在，小学校のパソコンで取り扱う個人情報の保管については，学校所有のUSBメモリや外付けハードディスクに保存し，それを学校内の鍵のかかるキャビネットや金庫に格納している。この運用方法の課題としては，USBメモリの紛失，外付けハードディスクの破損，または建物侵入による盗難，自然災害による損失等が挙げられ，こうしたリスクを少しでも減らしていくことが重要と考えている。

そのため，これらの課題を解消する方策として，個人情報の保管場所について，学校内から学校外のデータセンターへの変更をし，機密性・安全性・可用性を向上させるものである。

イ データセンターに保存する個人情報の範囲

藤沢市個人情報の保護に関する条例第9条の規定により，各業務ごとに登録された個人情報取扱事務登録簿の範囲内

ウ 安全対策

(ア) ネットワークの切り替えについて

個人情報を取り扱うときは，校務用ネットワークに接続し，データの保存先はデータセンターのみとし本体等には保存できない仕組みとする。また，インターネットからも遮断される。

教材作成等個人情報を扱わない用途については，教育用ネットワークに接続し，データは校長室に設置するネットワークハードディスクや本体等に保存できます。インターネットにも接続される。

このネットワークの切り替えについては，別々のログインユーザーに分け，さらに校務用ネットワーク接続時にはUSBキーの挿入が必要とし，明らかに判別できる仕組みとする。

また，校内の回路を2つに分け，校務用ネットワークは有線LAN，教育用ネットワークは無線LANとし，別々の通信環境を使い分ける。

(イ) 校務用ネットワークに使用する通信回線

使用する通信回線は，学校イントラネット専用回線を使用し，それを束ねる総合防災センターを経由して，データセンターに到達する。この通信回線はすべてインターネットから分離され，セキュリティは確保されている。

(ウ) データセンター保存領域のアクセス権限

個人情報を保存するデータセンターの保存領域は，各学校ごとに設定し別々のアクセス権を設定する。そのため自分が所属する学校以外の保存領域には，アクセスすることはできない。

(エ) パソコンへのログイン権限

パソコンへのログイン権限については各パソコンごとにロギイ

ンに必要なパスワードを設定し，その学校の教員以外はパソコンへログインできないようにする。またパスワードについては，異動者や退職者が使用できないように，年度初めに変更するとともに，一定期間（6ヶ月）ごとに変更する。

(オ) パソコンの認証について

ネットワークにつながるパソコンの認証については，資産管理ソフトウェアにより，登録されたパソコンのみが許可され，登録されていないパソコンはつながらない仕組みを作ります。

(カ) 外部記憶媒体の使用について

(オ)に記載した資産管理ソフトウェアによりパソコンを制御しているため，登録していないUSBメモリ等は使用できない。

教材等，個人情報に当たらないデータについて，USBメモリ等に保存する必要がある場合は，登録の上使用できるようにする。各学校ではこれまでと同様にUSBメモリ等の使用については，鍵のかかるキャビネットを利用するなど適正な管理に努める。

(キ) 学校教育企画課の担当者の権限

学校教育企画課の担当者は，資産管理ソフトウェアを使用して，機器の不具合や通信障害等を把握し，保守業者へ速やかに対応を指示する等，保守に必要な最低限の作業を行う。データセンターにある各校の保存領域へのアクセスや，登録したUSBメモリの中身を閲覧することはできない。

以上に加え，個人情報を取り扱う場合については，「藤沢市個人情報の保護に関する条例」，「藤沢市情報セキュリティポリシー〈基本方針〉」，「藤沢市コンピュータシステム管理運営規程」，「藤沢市立学校情報セキュリティ規程」，「データの保護及び秘密の保持等に関する仕様書」を遵守し，個人情報の保護及び安全の確保に努める。

(3) 実施時期

2015年（平成27年）9月1日

(4) 提出書類

- ア 資料1：契約書（案）
- イ 資料2：仕様書（案）
- ウ 資料3：データの保護及び秘密の保持等に関する仕様書
- エ 資料4：データセンター概要
- オ 資料5：データセンター利用イメージ図
- カ 資料6：個人情報取扱事務届出書

3 審議会の判断理由

当審議会は，コンピュータ処理を行うことについて，次に述べる理由により，審議会の結論のとおり判断をするものである。

(1) コンピュータ処理を行う必要性について

実施機関では，コンピュータ処理を行う必要性について，次のよう

に述べている。

現在，小学校のパソコンで取り扱う個人情報の保管については，学校所有のUSBメモリや外付けハードディスクに保存し，それを学校内の鍵のかかるキャビネットや金庫に格納している。この運用方法の課題としては，USBメモリの紛失，外付けハードディスクの破損，または建物侵入による盗難，自然災害による損失等が挙げられ，こうしたリスクを少しでも減らしていくことが重要と考えている。

そのため，これらの課題を解消する方策として，個人情報の保管場所について，学校内から学校外のデータセンターへの変更をし，機密性・安全性・可用性を向上させるものである。

以上のことから判断すると，コンピュータ処理の必要性があると認められる。

(2) 安全対策について

実施機関が2 説明要旨(2)安全対策ウ(ア)から(キ)において示す安全対策は，次のとおりである。

ア データ媒体の紛失を防ぐための措置 ウ(カ)

イ 必要最小限の担当者以外の者がデータにアクセスできないようにするための措置 ウ(ア)，(ウ)，(エ)，(キ)

ウ ネットワークからの情報流出を防止するための措置 ウ(ア)，(オ)

エ ネットワークを通じた情報漏えいを防止するための措置 ウ(イ)

オ 日常的な安全対策 ウ(キ)

以上に加え，個人情報を取り扱う場合については，「藤沢市個人情報の保護に関する条例」，「藤沢市情報セキュリティポリシー〈基本方針〉」，「藤沢市コンピュータシステム管理運営規程」，「藤沢市立学校情報セキュリティ規程」，「データの保護及び秘密の保持等に関する仕様書」を遵守し，個人情報の保護及び安全の確保に努める。

以上のことから判断すると，安全対策上の措置が施されていると認められる。

以上に述べたところにより，コンピュータ処理を行うことは適当であると認められる。

ただし，校務用パソコンのログイン権限について，教員ごとにアクセス権限を付与することを実施機関内で検討することを条件とする。

以 上